

野田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

(1) いじめ防止等のための対策における基本的な考え方

- いじめ問題に全教職員の共通理解のもとで取り組むとともに、問題の対応にあたっては、責任をもって正確な状況把握と説明を行うものとする。
- 児童がいじめを行わないように、また放置しないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響等、児童の理解を深めるようにする。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するために、適切かつ迅速な対応に努める。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事実確認を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめ防止のための基本理念

- いじめは全ての子どもに関係することであり、心身の健やかな成長に著しい障害となる。全ての児童が安全で安心できる学校生活を送れるよう、教職員は「いじめ防止対策推進法」（以下法）を遵守し、保護者・地域の方々の協力を得て、いじめの無い学校づくりに努める。
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - 法令遵守を徹底し、人権意識を高くもつ。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

○いじめの具体的な行為

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

- (1) 名称 「野田小いじめ防止対策委員会」(以下「いじめ防止対策委員会」)
- (2) 構成員

①校長 ②教頭 ③生徒指導主任 ④関係学年主任・学級担任 ⑤養護教諭
⑥スクールカウンセラー

必要に応じて、スクールカウンセラー等を構成員として追加することとする。

3 「いじめ防止対策委員会」の役割

- (1) 「野田小学校のいじめ防止基本方針」(以下「基本方針」)に基づく取組を行う。
- (2) 「基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (3) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (4) いじめに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (5) いじめの情報があつた場合は緊急会議を開き、その中核となって組織的に次の対応を行う。
 - いじめ情報の迅速な共有
 - いじめ情報に関する事実関係の聴取
 - 指導や支援の体制づくりと対応方針の決定
 - 保護者との連携

4 いじめの予防のための取組

いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- (1) いじめ防止の取組の重要性について、児童だけではなく、地域、家庭への普及啓発に努める。
- (2) 教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを誘発、助長することもあることを認識して指導する。(不祥事根絶研修の実施)
- (3) 全校集会等を活用し、学校全体で暴力や暴言を排除する事を確認する。
- (4) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開に努める。
- (5) 道徳教育の充実を図るとともに、授業参観で道徳授業を展開する。
- (6) 命を大切にするキャンペーン、豊かな人間関係作り実践プログラムなどを計画的に実施する。
- (7) 児童の自発的活動を支援し、児童自らいじめ撲滅に関わる取り組みを推進する。
- (8) 読書賞を設けるなど読書に親しむことを奨励し、豊かな心を育む。
- (9) ネットいじめ防止のため、携帯電話の使用方法などの講話を児童又は保護者等に向けて計画的に行う。

5 いじめの早期発見・早期対応のための取組

いじめはどの学校でも起こりうるとの認識のもと、次の取組を行い、未然防止、早期発見に努める。

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていく。

- 気になる行為があった場合は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を教職員が共有できるようにする。必要に応じて目撃情報等を生徒指導主任が集約し、その後の対応を緊急会議で考える。おかしいと感じた児童がいる場合には、教職員間で気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- 「学校生活に関するアンケート（心のアンケート）」を毎月一度行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。
- 6月と11月を教育相談月間に設定し、個別の面談や教育相談を行う。
- 相談ポストを設置し、悩みの相談や担任以外の教職員とも話ができるようにする。
- 外部の相談機関（7（2）学校以外のいじめ相談・通報窓口参照）を周知する。

（2）いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害児童の身の安全を最優先に考え、加害児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童達にもいじめているのと同様であることを指導する。
- 加害児童の心をケアするために、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携を図りながら、指導を行っていく。

（3）家庭や地域、関係機関と連携した取組

- いじめ問題が起きたときには、家庭訪問や電話連絡などで、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して、学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を学級懇談会等で保護者に示し、速やかに学校に相談するよう啓発活動を行う。
- 学校のいじめに対する取組の実施状況についての学校評価の項目を設け、評価の結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、いじめ防止のための取組の改善を図る。

6 いじめ防止対策年間計画

- | | |
|------|--|
| 4月上旬 | 第1回いじめ防止対策委員会の開催（改善策検討、本年度の取組内容について） |
| 4月上旬 | 前年度の課題に対応した、いじめ防止基本方針・対策の年間計画の提案（職員会議） |
| 4月下旬 | 心のアンケートの実施 |
| 5月下旬 | 心のアンケートの実施、 <u>hyper-QUの実施1回目（5・6年生）</u> |
| 6月上旬 | 教育相談アンケートの実施 |

6 月中	教育相談 1 回目の実施・ hyper-QU の 1 回目実施
7 月中旬	学校評価アンケート，いじめアンケートの実施・心のアンケートの実施
夏季休業中	学校評価アンケート結果の把握・対策立案
夏季休業中	保護者個別面談
9 月上旬	第 2 回いじめ防止対策委員会の開催（取組評価アンケートの結果報告・改善策検討）
9 月下旬	心のアンケートの実施
10 月下旬	心のアンケートの実施
11 月上旬	教育相談アンケートの実施， <u>hyper-QU の実施 2 回目（5・6 年生）</u>
11 月中	教育相談 2 回目の実施， hyper-QU の 2 回目実施
12 月中旬	道徳授業公開（学校公開日），心のアンケートの実施
1 月上旬	学校評価アンケート， <u>hyper-QU の結果把握・対策立案（5・6 年生）</u>
1 月下旬	学校評価アンケート結果把握・対策立案・心のアンケートの実施
2 月下旬	心のアンケートの実施
2 月下旬	第 3 回いじめ防止対策委員会の開催 (学校評価アンケート結果の把握・対策立案，引継，基本方針の見直し)
3 月上旬	心のアンケートの実施

7 いじめの相談・通報について

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- アンケートの実施，相談箱の設置をする。
- 担任はもとより，養護教諭等，話しやすい教職員に相談して良いことを周知する。
- スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を伝達する。

(2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

- いじめ相談室，電話相談等へのいじめの訴えや相談方法を児童，家庭に周知する。

【相談機関】

・ 24 時間子ども SOS ダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
・ 子どもの人権 1 1 0 番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
	(平日 8 : 30 ~ 17 : 15 祝日は除く)
・ 子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
・ 匝瑳市指導センター	0 4 7 9 - 7 2 - 1 5 0 4
	<u>メールアドレス g-shido@city.sosa.lg.jp</u>
・ 東総研修所相談室	0 4 7 9 - 2 3 - 5 9 5 4

(3) 匿名による訴えへの対応

○解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、秘密を厳守することを周知し、理解に努める。

(4) 児童からの情報提供

○いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことを「いじめゼロ宣言」を活用し指導する。「話す勇気」についても説明することで、児童からの情報を得られる環境を作る。

(5) 保護者や地域等からの情報提供

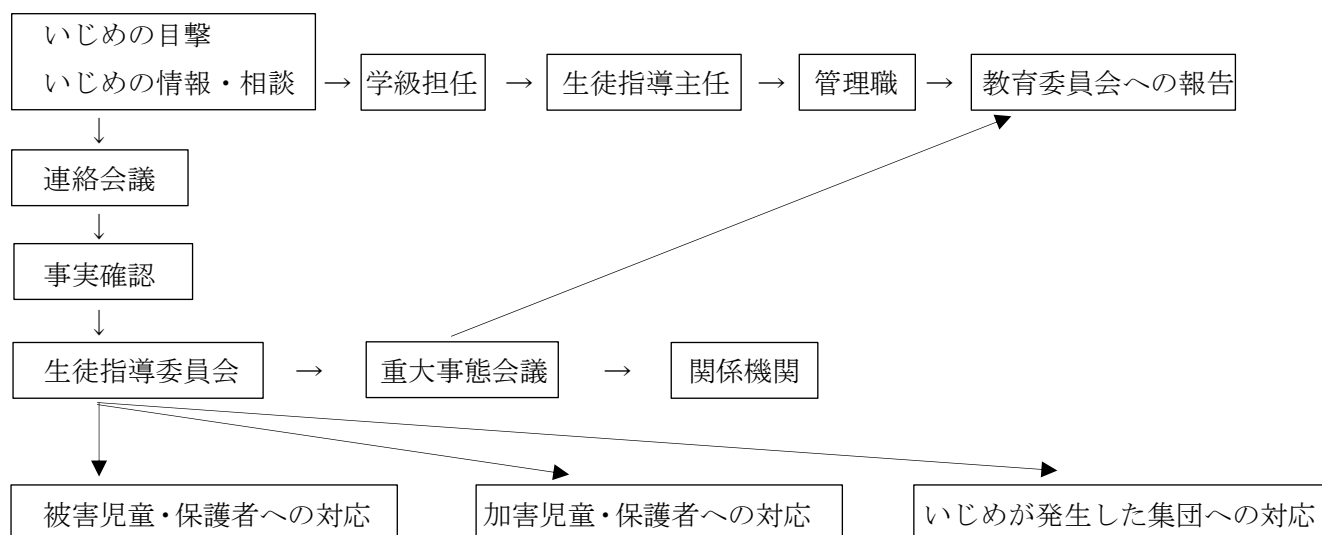
○いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、情報提供に協力を求める。

○いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

8 いじめを認知した場合の対応について

事案発生時には、迅速且つ組織的な対応をする。

(1) 構成図



(2) いじめ対応の基本的な流れ

○いじめ情報のキャッチ

- ・全教職員で常に児童の動向等に注意を払う。いじめではないかという視点をもつ。
- ・担任は、児童間トラブルやアンケート結果の内容を生徒指導主任に報告する。
- ・担任以外は噂を聞いたり、相談を受けたりした教職員は、担任に報告をする。
- ・学級担任は、学年主任、生徒指導主任に状況の説明をする。

○正確な実態把握

- ・担任を中心に当事者双方、周りの児童から聴き取りを行い記録する。
- ・聴き取った情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう留意する。

○指導体制，対応の方針決定

- ・「生徒指導委員会」を開き，いじめの認知について協議し匝瑳市教育委員会に報告する。また，重大事態に該当する場合は，「重大事態会議」を開催する。
- ・重大事態を認知した場合，「重大事態会議」を早急に開き，関係機関に協力を依頼する。
- ・認知の有無に関わらず，今後の被害児童への対応，加害児童への指導内容及び，保護者への連絡・連携について協議し，いつ，だれが，だれに，どこで，どう指導するか決定し，記録を取る。

○子どもへの指導・支援

「生徒指導委員会」及び「重大事態会議」で決まった指導方針を基に適切な指導を行う。

○保護者への連絡

- ・電話や家庭訪問，面談などで事実報告と具体的な今後の対策について説明をする。
- ・協力を求め，今後の連携方法を話し合う。

○今後の対応について

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・被害児童，加害児童ともに必要に応じてカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営に努める。

9 重大事態への対処について

(1) 重大事態とする事案の基準（法28条）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の発生した場合の連絡体制や初動対応について

○連絡体制

発見者 ⇒ 担任 ⇒ 生徒指導主任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長
⇒ 匝瑳市教育委員会 連絡先番号 0479-73-0094

必要に応じて警察等関係機関に通報する。

○口頭での一報後，改めて文書にて報告する。

○校内の「重大事態会議」の招集

○「いじめ防止等のための基本方針」，「不登校の重大事態に係わる調査の指針」，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準じて調査を行う。

○関係機関との連携をする。（警察，教育委員会，スクールカウンセラー，児童相談所等）

○被害児童保護者への調査報告及び説明をする。

10 いじめの解消について

(1) いじめに係る行為が止んでいる

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、3か月以上経過している。

ただし、被害の重大性や状況から、その期間を改めて設定し状況を注視する。

(2) 本人及び保護者へ面談等で確認する

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) 解消を認定した場合、匝瑳市教育委員会に報告する。

(1)，(2)を確認の上、解消とする。解消している状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

11 公表・点検・評価等について

○「野田小学校いじめ防止基本方針」をホームページ上で公開する。

○学校評価に「いじめに対する学校の取組」の項目を加え、年度末に評価・公表を行う。

○年度ごとにいじめ問題への取組を保護者，児童，所属教職員で評価する。

○学校いじめ防止基本方針をPDCAサイクルの考え方に従い，年に1度，方針の見直しを検討する場を設ける。

- ・平成27年 4月 3日策定
- ・平成28年 4月 3日検討
- ・平成29年 11月13日改定
- ・平成30年 4月 3日検討
- ・平成31年 4月 3日改定
- ・令和 2年 2月17日改定
- ・令和 2年 4月 3日検討
- ・令和 2年 4月28日改定
- ・令和 3年 4月 6日改定
- ・令和 4年 4月28日改定